

排水計画図に関する事項

都市整備課

➤ 必要添付書類

① 排水計画図(汚水、雨水分流式)

② 現地の写真

- ・最終汚水枳、最終雨水枳の近景（設置箇所が確認できるもの）
- ・最終汚水枳、最終雨水枳の内部（枳の状態や接続管の有無が判別できるもの）
- ・申請地の近景および遠景（道路との高さ関係や接道状況が分かるもの）
- ・道路側溝の近景および遠景（側溝形式と敷設状況、敷地と側溝との位置関係が分かるもの）

③ 撮影箇所の位置図（撮影箇所が分かれば簡易な挿し絵等で構いません。）

※写真はL判サイズ程度の大きさとし、撮影日を明記して下さい。

※②の項目が容易に確認できる写真を提出して頂くと、申請受付後の市による現地確認を省略できる場合があります。

※写真の提出は平成 24 年 1 月 1 日から 必須書類 としています。

※過去 5 年以内の開発地、欽明台地区の宅地については提出不要です。

雨水排水に関する事項

1. 最終枳は原則的に宅内に 1 ヲ所を道路際に設置すること。
2. 排水計画図(または配置図)および敷地断面図に側溝の構造が分かるように形状を表現すること
3. 建て替えの場合は原則的に既存枳及び接続管を点検して使用すること。
(計画上やむを得ない場合は既設の接続口を閉塞すること。)
4. 開発地の宅地(完了公告より 5 年以内)及び欽明台地区においては原則的に既存枳を使用すること。
5. 上記 3. 4 以外の宅地において、既存枳がある場合は原則的に既存枳及び接続管を点検して使用すること。
6. 既存最終枳がなく接続管がある場合は接続管を点検して使用し、最終枳は新設すること。
7. 既存最終枳、接続管共にない場合は両方を新設すること。

※位置、構造については道路河川課と協議の上決定すること。ただし、男山地域及び西山地域については下水道課と協議の上、必要に応じて道路河川課とも協議の上決定すること。